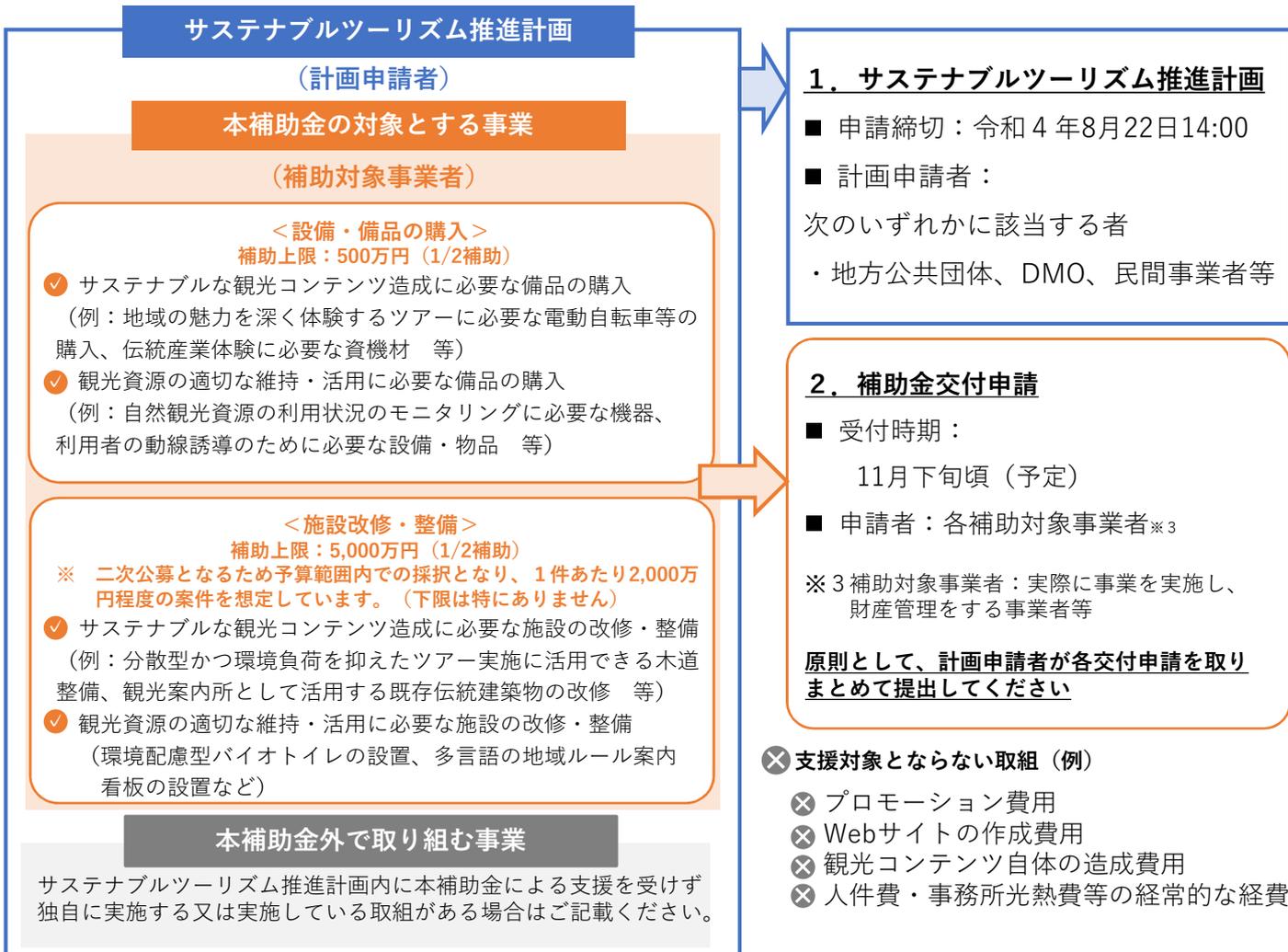


本事業におけるサステナブルツーリズム※₁推進計画※₂や補助対象の整理は以下の通りです。
各地域に引き継がれた自然環境、文化・歴史、伝統産業等を観光資源としてフル活用し、同時に、経済・社会・環境の正の循環によりそれらの持続可能性や価値を更に高める仕組みを、観光サービス・地域づくりに実装するために実施する、施設等の改修・整備、設備・備品の購入等に係る経費の一部を補助します。
(国立・国定公園に係る事業については国立公園等を所管する環境省の協力を得て実施します。)



※₁ サステナブルツーリズム：訪問客、産業、環境、受入地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光 (UNWTOにおける定義)

※₂ サステナブルツーリズム推進計画：本事業を進めるにあたって地域において作成していただく計画で、本公募の申請様式に必要事項を入力いただいたもの。既に同一の趣旨を含んで策定されているものを上位計画とし、その内容を本計画に具体的に展開する形で記載頂くことも可能。

■ 計画申請書(様式1)記載に当たって

次の表をご参照の上、計画申請書(様式1)にご記載ください。

取組内容	計画申請書(様式1)記載箇所
サステナブルツーリズム推進計画	「Ⅱ 計画の概要」
本補助金の対象とする事業	「Ⅲ 事業の詳細」の「観光資源①～の(1)～(3)」
本補助金事業外で取り組む事業	「Ⅱ 計画の概要」の「本事業外の取組」と 「Ⅲ 事業の詳細」の「観光資源①～の(2) 具体的な取組内容」の「本補助金以外において整備・購入するもの」

サステナブルツーリズム推進計画

■ 計画申請者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

■ 補助率と補助上限額

補助率：1 / 2 以内

補助上限額：①設備・備品購入等・・・1計画当たり500万円（下限は特にありません）

②施設等改修・整備・・・1計画当たり5,000万円

※ 二次公募となるため予算範囲内での採択となり、1件あたり2,000万円程度の案件を想定しています。（下限は特にありません）

■ 申請締切

令和4年8月22日(月) 14:00

※申請書の提出は電子メールのみ

選定

有識者を含めた委員会等により、総合的に評価を行った上で選定

内定通知（令和4年10月下旬）

補助金交付申請

■ 交付申請者（補助対象事業者）

内示を受けたサステナブルツーリズム推進計画に参画している事業者

注 1 事業者ごとに個別に申請（計画申請者がとりまとめて観光庁に提出）

■ 補助率と補助上限額

補助率：1 / 2 以内 補助上限額：内示した金額

■ 申請受付期間

令和4年11月上旬頃

交付決定・事業開始（令和4年11月下旬）

遂行状況報告書提出（令和5年1月の末日まで）

完了実績報告書提出

（事業完了日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和5年4月10日のいずれか早い日）

補助金の支払い

サステナブルツーリズム推進計画の
選定・内定通知

交付申請・交付決定

事業実施

精算